

鳥栖市告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その区域を表示した図面は、令和8年4月21日から令和8年5月7日まで鳥栖市役所建設部  
維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道番号	路 線 名	起 点 終 点	変更前 後の別	延長(m)	幅員(m)
15	国土交通省・今町線	田代昌町字石町466番9地先	前	1,577.3	3.6 ~ 26.9
		今町字大地添810番10地先			
15	国土交通省・今町線	田代昌町字石町466番9地先	後	1,577.3	3.6 ~ 65.0
		今町字大地添810番10地先			
66	昌元寺・国道線	田代昌町字字昌元寺町34番地先	前	386.5	3.5 ~ 16.6
		田代昌町字石町492番9地先			
66	昌元寺・国道線	田代昌町字字昌元寺町34番地先	後	386.5	3.5 ~ 47.0
		田代昌町字石町492番9地先			

鳥栖市告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、下記の通り道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、令和8年4月21日から令和8年5月7日まで鳥栖市役所建設部  
維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道番号	路 線 名	起 点 終 点	延長(m)	供用開始の期日
15	国土交通省・今町線	田代昌町字石町466番9地先	1,577.3	令和8年4月17日
		今町字大地添810番10地先		
66	昌元寺・国道線	田代昌町字字昌元寺町34番地先	386.5	令和8年4月17日
		田代昌町字石町492番9地先		